

# 慣用句の体系的分類

—— 隠喻・換喻・提喻に基づく慣用的意味の成立を中心にして ——

糸山洋介

## 一 はじめに

本稿は、現代日本語の慣用句について、新たな体系的な分類を提示することを目的とするものである。以下、本稿の構成の概略を示しておく。二節では、本稿における慣用句の定義を提示する。三節では、慣用句の意味を、構成語の意味の総和としての意味（以下、簡略に「字義通りの意味」と言う場合がある）との関係という観点から考察する前提として、比喩を先行研究に基づき下位分類し、隠喻、換喻、提喻それぞれの定義を確認する。四節では、慣用句の分類を試みた宮地編（一九八二）と国広（一九八五）を検討し、問題点を指摘する。五節では、新たな慣用句の分類を具体的に提示する。

## 二 慣用句とは

まず、本稿における慣用句の定義を提示する。国広

（一九八五・7）は連語、慣用句をそれぞれ「『連語』二語（以上）の連結使用が、構成語の意味ではなく慣用により決まっているもので、全体の意味は構成語個々の意味から理解できるもの」、「『慣用句』二語（以上）の連結使用が固定しており<sup>(1)</sup>、全体の意味は構成語の意味の総和からは出て来ないもの」と定義している。この定義に従うと、「風邪を引く」「約束を破る」等は連語ということになる。というのは、「風邪をとる」「風邪を持つ」等とは言えず、「風邪を引く」という形が慣用により決まっているが、この句全体の意味は「風邪」「を」「引く」という構成語個々の意味から理解できると考えられるからである。なお、「本を読む」「本を買う」等の連語でも慣用句でもない「単なる語の連結」を、国広（一九八五・6）は「語連結」と呼んでいる。

また、Cruse（一九八六・37）は、「idiom」の伝統的な定義の問題点を踏まえて、伝統的な定義は、「an

idiom is an expression whose meaning cannot be accounted for as a compositional function of the meanings its parts have when they are not parts of idioms”（慣用句とは、その意味が、構成語が慣用句の一部でない時に持つ意味の合成的関数として説明できない表現のことである）と解釈されるべきものだと述べている（<sup>2</sup>）。この定義は、国広の慣用句の定義に含まれる「構成語の意味」の部分をより厳密に「構成語が慣用句の一部でない時に持つ意味」としている。以上を踏まえて、本稿では、慣用句を以下のようない定義する。

慣用句・複数の語の連結使用が固定しており、全体の

意味は、個々の構成語がその連結の一部でないも  
い時に持つ意味の総和からは導き出せないも  
の定義に照らして、どのような句

。

（ル）が確認できる。れどに、〈好ましくない仕事・行為等をやめる〉という意味は、「足」「を」「洗う」それが「足を洗う」という形以外の時に持つ意味の総和としては導けない。以上から、「足を洗う」は上記の慣用句の定義に適うものであることになる。

一方、宮地編（「九八一」）の「常用慣用句一覧」に挙がっている「目が高い」「手が足りない」「風雪に耐える」等は、本稿の慣用句の定義に従うと慣用句ではないことになる。というのは、「目が高い」は、その構成語である「目」の意味が〈視覚器官〉ではなく、〈鑑識力〉という転義であるだけであって、構成語の意味の総和として句全体の意味が理解可能だからである。さらに「目」の〈鑑識力〉という意味は、「目が利く」「目が肥えていく」「ものを見る目がある／ない」等の「目」においても認められる意味であり、「目が高い」だけに認められる意味ではない。同様に、「手が足りない」は「手」が〈働く人〉という転義であり、「風雪に耐える」は「風雪」が〈厳しい試練〉という転義であるだけであって、構成語の意味の総和として句全体の意味が理解可能であるから、慣用句ではないことになる。

「足一を一洗う」という形での連結使用が固定してい

### 三 比喩の分類・隠喻・換喻・提喻

本節では、慣用句の意味を、構成語の意味の総和としての意味との関係という観点から考察する前提として、比喩、特に隠喻、換喻、提喻の区別を確認する。佐藤（一九九二）「〔一九七八〕、瀬戸（一九八六）を参考にして、本稿における隠喻、換喻、提喻をそれぞれ以下のように定義する。

隠喻..二つの事物・概念の何らかの類似性に基づいて、一方の事物・概念を表す形式を用いて、他方の事物・概念を表すという比喩。

換喻..二つの事物の外界における隣接性、あるいは二つの事物・概念の思考内、概念上の関連性に基づいて、一方の事物・概念を表す形式を用いて、他方の事物・概念を表すという比喩。

一方、「一升瓶を飲み干す」における「一升瓶」は瓶そのものを表しているのではなく、「一升瓶」と隣接している「一升瓶」の中身であるもの、即ち〈酒〉を表しているから、これは換喻である。また、空間的隣接に加えて時間的隣接に基づく換喻もある。例えば「(お)手洗い」は、〈用便〉と〈手を洗うこと〉が時間的に連続しているから、これは換喻である。また、空間的隣接に基づき、〈用便〉(をする所)という意味が成り立っている。さらに、「今日は車で来た」における「車」は、〈車輪〉そのものを表しているのではなく、〈車輪〉を部分として持つ〈自動車〉全体を表している。このように、部分で全体を表す、あるいは逆に全体で部分を表す比喩も換喻の一種である<sup>(4)</sup>。

なお、上記の隠喻、換喻、提喻の定義からわかる通り、この三種の比喩は転義を生じさせるという共通点がある。以下、隠喻、換喻、提喻それぞれの語のレベルの例を

挙げ、補足説明をする。まず、「君は僕の太陽だ」における「太陽」は天体としての太陽そのものを表しているのではなく、「太陽」という語が指示示す天体の持つ何らかの特徴（例えば〈地球を明るくする〉）と「君」の持つ何らかの特徴（例えば〈私の心を明るくする〉）の類似性に基づいて、「太陽」という語を用いて、「君」の持つ特徴を表しているから、これは隠喻である。

より特殊な意味を表しているから提喻である。

#### 四 慣用句の分類に関する

##### 先行研究の批判的検討

本節では、慣用句の分類を試みた宮地編（一九八二）と国広（一九八五）という二つの先行研究を検討し、問題点を指摘する。

##### 四・一 宮地編（一九八二）

宮地編（一九八二・238）は、慣用句を、まず連語成句的慣用句と比喩的慣用句に分類し、さらに比喩的慣用句を直喩的慣用句と隠喩的慣用句に下位分類している。さて、まず連語成句的慣用句は「一般の連語句より結合度が高いだけのもの」（「一般の連語句」は国広の「語連結」に相当するものと考へられる）と定義しているから、二節で見た国広の連語に相当し、本稿における慣用句には含まれないことになる。なお、同書は慣用句を「單語の二つ以上の連結体であって、その結びつきが比較的固く、全体で決まった意味を持つ言葉」（p.238）と定義している。「全体で決まった意味を持つ」という記述を「構成語の意味の総和からは導き出せない意味」と解釈すると、連語成句的慣用句を慣用句の一種に含めることは、同書の慣用句の定義に照らしても適切ではないこ

となる。

以下、同書の直喩的慣用句と隠喩的慣用句を順に検討し、問題点を指摘する。同書はまず直喩について「『直喩』の定義や範囲は確定にくいところがあるが、典型的には、『～のよう』『～の思い』などをともなって、比喩表現であることを明示するものを言う」（p.239）と述べ、「赤子の手をひねるよう／親船に乗ったよう／くもの子を散らすよう」等を例として挙げている。さて、佐藤（一九九二・214）は直喩について、「『XはYのようだ』」という直喩表現は、別に語の意味そのものを変化させているわけではないから……という理由で、転義にかぞえられない場合も少なくない」と述べている。佐藤の指摘は語のレベルに関するものであるが、句のレベルでも同様に考えてよいと思われる。つまり、直喩は転義を伴わず、句に関して言えば、構成語の意味の総和としての意味を持つだけであるから、慣用句にはならないことになる。但し、構成語の連結は固定しているから、連語次に、同書には隠喩的慣用句について「語句の意味が派生的・象徴的になつていて、全体として比喩的な意味をあらわすに至つている慣用句を隠喩的慣用句と称したが、『隠喩』の定義も範囲も、『直喩』よりもっと確定し

にくいところがあろう」(p.240)とある。この定義の内容

は、隠喩的慣用句というよりも単に比喩的慣用句（本稿の隠喩、換喩、提喩それそれに基づく慣用句をすべて含んだもの）と言った方がよいものである。実際、同書において隠喩的慣用句の例として挙がっているもの(p.240)には性質の異なるものがあり、本稿における隠喩、換喩それに基づく慣用句、さらには単なる語連結と考えられるものがある。例えば、「羽をのばす」は、〈鳥が羽をのばす〉ことと〈人間がのびのびと振る舞う〉との類似性に基づき、後者の慣用的意味が成り立つており、隠喩に基づく慣用句（隠喩的慣用句）と考えて問題ない。だが、「兜をぬぐ」は、字義通りのことと〈自分の負けを認める〉ということが同時に行われることに基づき、〈自分の負けを認める〉という慣用的意味が成立していると考えられ、換喩に基づく慣用句ということになる（換喩に基づく慣用句は五節でやや詳しく述べる）。

また、「取りえがない」は、まず「取りえがある」「取りえは何か」等の形も可能であり、「複数の語の連結使用が固定している」という慣用句の条件に反している。さらに、「取りえがない」は、「取りえ」「が」「ない」という構成語の意味の総和として句全体の意味が理解可能であるから、意味の面でも慣用句の条件を満たしておらず、

国広の言う語連結にすぎないとわかる。

以上、宮地編（一九八二）の慣用句のうち、本稿の慣用句の定義に照らして慣用句と言えるのは隠喩的慣用句だけであり、しかもこの隠喩的慣用句には性質の異なる慣用句（さらには、慣用句と言えないもの）が含まれており、隠喩的慣用句と呼ぶこと自体適切とは言えず、さらに検討、下位分類が必要であることがわかった。

#### 四・二 国広（一九八五）

国広（一九八五）は、慣用句を意味の観点から次のように大きく三つに分類し、さらに八つに下位分類している。

##### （一）構成語の意味が不透明の場合

- (1) 不透明 (2) 慣用句特有語

##### （二）比喩的意味が発達した場合

- (3) 原義が併存 (4) 原義はまれ

- (5) 最初から比喩的

##### （三）文化が関係する場合

- (6) 動作・表情の意味 (7) 故事に基づく

- (8) 風習に基づく (p.8)

以下、上記の(1)から順に検討し、問題点を指摘していく。

- (1) 「不透明」について、「構成語の普通の意味と慣用句

における意味との関係が、比喩とも言えず、どのような関係にあるのか不透明な場合。言うまでもなく、これは一般の人々の場合で、日本語の歴史を調べれば透明になつて来ることはあり得る。」(p.8) という説明があり、「間に合う／間が抜ける／虫がいい／足が付く／くだを巻く」等が挙がっている。これらの例を見ると、二つの性質の異なる慣用句が含まれていると思われる。つまり、「間に合う／間が抜ける」のように、構成語の意味の総和としての意味が成り立たず、慣用句としての意味のみを持つもの（この種のものを後に言及する便宜のために（1-a）とする）と、「虫がいい／足が付く／くだを巻く」のように、構成語の意味の総和としての意味と慣用句としての意味を共に持つが、両者の比喩的な関連付けができないもの（この種のものを（1-b）とする）とである。国広の説明に合うのは（1-b）の慣用句である。

(2) 「慣用句特有語」について、「構成語の一部がその慣用句以外では用いられなくなり、一般の人々にとって意味も不明で、慣用句全体の意味しか分からぬ場合。そういう構成語を『慣用句特有語』と呼ぶことができる。」(p.8) という説明があり、「あっけに取られる／あやめもわかぬ／うだつが上がる／うだつが上がらない」等が例として挙がつて

いる。この種の慣用句は、（一般の人々にとって）意味不明の語を含むことから、構成語の意味の総和としての意味が成り立たず、慣用的意味のみを持つことになる。なお、字義通りの意味が成り立たないという点では、（1-a）と同じである。

(3) 「原義が併存」について、「句全体として比喩的意味を発達させ、原義が併存している場合。」(p.9) という説明がある。挙がっている例には、構成語の意味の総和としての意味と慣用的意味の関係から見て、いくつかの性質の異なるものが含まれる。「足を洗う／頭が痛い／骨を折る」等は隠喻に基づき慣用的意味が成り立っているのに対して、「頭をかかえる／いうことを聞かない」等は換喻に基づくと考えられる（詳しくは五節）。また、「油を売る」のように、字義通りの意味と慣用的意味の比喩的関連付けができないものも含まれる。さらに、「後味が悪い」「色眼鏡で見る」等は、それぞれ「後味」「色眼鏡」という語のレベルの比喩（隠喻）に基づく転義と考えられ、本稿における慣用句の定義に照らすと慣用句ではないことになる。

(4) 「原義はまれ」について、「句全体として比喩的意味を発達させ、原義で使われることがほとんど無くなつた場合。原義が誇張的である場合も含む。」(p.9) という

説明がある。この説明からわかるように、(3)と(4)の区別は程度問題ということになる。つまり、(3)の例として挙がっている「足を洗う／頭が痛い」等と(4)の例として挙がっている「穴があつたらはいりたい／顔にどろを塗る」等を比べた場合、両者とも構成語の意味の総和としての意味と慣用的意味と共に持つという点では同じであるが、(4)の場合は、字義通りの意味で使われる頻度が低く、専ら慣用句として使われるという違いがあることになる。本稿の立場は、構成語の意味の総和としての意味と慣用的意味の両方の意味があるか否か、ある場合には両者の意味の関係は比喩の観点からどのような関係かということが中心があるので、(3)と(4)の区別のような程度問題は考慮しない。なお、挙がっている例には、(3)の場合と同様、構成語の意味の総和としての意味と慣用的意味の関係から見て、性質の異なるものが含まれる。例えば、「あとの雁がさきになる／顔にどろを塗る」等は隠喻に基づき慣用的意味が成立しているのに對して、「穴があつたらはいりたい／同じ釜の飯を食う」等は換喻に基づき慣用的意味が成立している（詳しく述べ五節）。

(5)「最初から比喩的」について、「最初から比喩的な表現として用いられたもので、文字通りの意味は現実には成立し得ない場合」（p.9）という説明がある。まず、「最

初から比喩的な表現」というのは、比喩の中心を成す隠喻、換喻、提喻は、既に見た通り、字義通りの意味から転義を生じさせるものであるから、矛盾することになる。さらに、「文字通りの意味は現実には成立し得ない」という説明と、「腹が立つ／腹の虫がおさまらない／腹わたが煮えくり返る」といった挙がっている例から考えて、結局、この種の慣用句は、構成語の意味の総和としての意味が成り立たず、慣用的意味のみを持つものということになり、(1-a)と同種の慣用句ということになる。但し、例として挙がっている「生馬の目を抜く／目に飛びこむ」等は字義通りの意味も成立可能であると思われる。

(6)「動作・表情の意味」について、「動作・表情が表わす比喩的な意味で用いられる場合」（p.9）という説明があり、「頭があがらない／首をかしげる／かぶとを脱ぐ」等が例として挙がっている。この種の慣用句は、換喻に基づく慣用句の一種と考えられ、五節で再度取り上げる。以上、国広の慣用句の分類の問題点として、まず、(1)「比喩的意味が発達した場合」の(3)、(4)に関して、隠喻、換喻等に比喩を下位分類すること、(5)の「最初から比喩的な表現」というのは矛盾を含むものであるということがある。また、構成語の意味の総和と

しての意味が成り立たないという点で、(1-a)、(2)、(5)は、同種の慣用句としてまとめると考えられる(但し、字義通りの意味が成り立たないといつても、(2)の場合は、意味不明語を含むという点で、(1-a)、(5)とは異なる)。

## 五 慣用句の体系的分類

本節では、慣用句の具体的な分析を踏まえて、新たに体系的な慣用句の分類を提示する。まず、構成語の意味の総和としての意味が成り立つか否かに基づき、慣用句を大きく二つに分類する。さらに、構成語の意味の総和としての意味が成り立つ場合、その意味からどのような意味不明語(一般の人にとって意味が不明である語)を含む慣用句である。これは、前節で検討した国広(一九八五)の慣用句の分類の(2)を受け継ぐものである。慣用句の構成語の一部に意味不明語を含むため、当然のことながら、構成語の意味の総和としての意味を解釈することは不可能になる。この種の慣用句には以下のようなものがある。なお、傍線を施した語が意味不明語である。

もう一つは、意味不明語は含まないが、構成語の意味の総和としての意味が解釈不能である慣用句であり、国広(一九八五)の分類の(1)を筆者が下位分類した(1-a)と(5)に相当するものである。この種の慣用句として以下のようなものがある。

世話を焼く／世話が焼ける／腹が立つ／間が抜ける／図に乗る／高をくくる／腕が鳴る

### 五・一 構成語の意味の総和としての意味が成立しない慣用句

まず、「あっけに取られる／世話を焼く」等のように、構成語の意味の総和としての意味が成り立たない、即ち慣用的意味のみを持つ慣用句がある。この種の慣用句は、構成語の意味の総和としての意味が成り立たない原因の

### 五・二 構成語の意味の総和としての意味が成立する慣用句

次に、構成語の意味の総和としての意味が成り立つ慣用句に関して、その意味から、各種の比喩(隠喩、換喩、

提喻、さらに二種類の比喩の複合)に基づき、慣用的意味がどのように成立しているかを見ていく。以下、比喩の種類ごとに順に検討し下位分類を行う。

### 五・二・一 隠喻に基づく慣用的意味の成立

「足を洗う／骨を折る」等の慣用句は、隠喻に基づき慣用的意味が成り立っていると考えられる。例えば「足を洗う」は、「足の汚れを水で落とす」という構成語の意味の総和としての意味と、「好ましくない仕事・行為等をやめる」という慣用的意味との類似性に基づき、本来前者の意味を表す「足を洗う」という表現を後者の慣用的意味を表すのにも使っていると考えられる。この種の慣用句として、さらに以下のようなものがある。

実を結ぶ／的を射る／足を引っ張る／宙に浮く／虫の息／風前の灯火

### 五・二・二 換喻に基づく慣用的意味の成立

次に、換喻に基づき慣用的意味が成り立っている慣用句について、下位分類してやや詳しく検討する。

#### (1) 「時間的隣接」の関係

構成語の意味の総和としての意味が表す事柄と慣用的意味が表す事柄が時間的に隣接する場合、さらに、

二種に下位分類できる。つまり、二つの事柄が同時に生じる場合と二つの事柄が連続して生じる場合である。

以下、順に検討する。

(1-a) 二つの事柄が同時に生じることに基づく慣用的意味の成立

まず、「頭を抱える」は、字義通りの動作としての意味とおよそ「困りはてる」という慣用的意味の二つを持つ。この場合、「頭を抱える」という動作と「困りはてる」という精神状態が一人の人間において同時に生じることに基づき、字義通りには前者の動作を表す「頭を抱える」という表現を用いて、後者の精神状態をも表していると考えられる。「この四月から教壇に立っている」等における「教壇に立つ」の持つおよそ「教師として教える」という慣用的意味も同様の仕組みで成り立っている。というのは、「教壇に立つ」の表す字義通りの動作と「教師として教える」ということが同時に生じるからである。この種の慣用句の特徴はより一般的に言えば、二つの事柄が同時に生じることに基づき、一方の事柄を表す形式で他方の事柄を表すということである。この種の慣用句として以下のようないものがある。

頭が下がる／頭が上がらない／あごを出す／首を傾げる／首を捻る／胸を張る／耳を傾ける／胸を撫で下ろす／手に汗を握る／青くなる／真っ青になる／

口角泡を飛ばす／腰を抜かす／兜を脱ぐ／シャッポ  
を脱ぐ／腰が低い／開いた口が塞がらない／教鞭を  
執る

(1—b) 二つの事柄が連続して生じることに基づく慣用的意味の成立

「言うことを聞く」という慣用句は、字義通りの（相手の言うことを聽覚で捉える）という意味と（相手の発言・指示に従う）という慣用的意味がある。この場合、（聽覚で捉える）という行為と（従う）という行為が時間的に連続して生じることに基づき、字義通りには前者の行為を表す「言うことを聞く」という形式で、後者の行為も表していると考えられる。この種の慣用句の特徴はより一般的に言えば、二つの事柄が連続して生じることに基づき、先行する事柄を表す表現で後続する事柄を表すということである。この種の慣用句として以下のようなものがある。

箸をつける（→〈食べる〉）／口をひらく（→〈言葉

を発する〉）／筆〔ペン〕をとる（→〈書き始め

る〉／舵をとる（→〈舵を操作して船を進める〉）  
それぞれの慣用句の後の丸括弧内の下向きの矢印に後続する（→）内が慣用的意味である。下向きの矢印を付したのは、字義通りの行為が先行し、慣用的意味の

表す行為が後続することを示すためである。

さて、「骨を埋める」は、字義通りの（骨を地中に埋める）という意味と「私はこの地に骨を埋めるつもりでやつてきた」等における（死ぬまである地にいる）という慣用的意味がある。この場合、二つの行為が時間的に連続して生じるという点では、「言うことを聞く／箸をつける」等と同様であるが、字義通りの行為と慣用的意味の表す行為の前後関係が逆である。つまり、（ある人が）死ぬまである地にいる」という行為が先であり、（誰かが、死んだ人の）骨を地中に埋める」という行為が後である。この種の慣用句として以下のようなものがある。

筆〔ペン〕をおく（↑〈書き終える〉）／穴があつた  
ら入りたい（↑〈恥ずかしさを感じる〉）

なお、上向きの矢印を付したのは、慣用的意味の表す行為が先行し、字義通りの行為が後続することを示すためである。

(2) 「手段——目的／原因——結果」の関係

「目をつぶる」は、字義通りの動作の意味と「今度だけは目をつぶってやろう」等におけるおよそ（見なかつたことにする）という慣用的意味がある。この場合、字義通りの動作と（見なかつたことにする）とい

うことは、手段と目的の関係にあると考えられる。つまり、「目をつぶる」という動作を手段として、「対象を」見なかたこと

が見えないようになる／（対象を）見なかたこと／する」という目的を果たすということである。従つて、「目をつぶる」の慣用的意味は、字義通りには手段

を表す表現で目的も表すことによって成り立っていることになる。手段と目的は密接に関連することであるから、これも換喻の一種である。「現実から目をそらす」等における「目をそらす」が持つおよそ「見ないようにする」という慣用的意味も「目をつぶる」と同様の仕組みで成り立っている。

「目に見える」には、「視覚で捉えられる」という字義通りの意味と「山田さんは目に見えて上達した」「こんな提案をすれば、皆から反対されることは目に見えている」等におけるおよそ「はつきりとわかる／確実である」という慣用的意味がある。この場合、前者の意味と後者の意味は原因と結果の関係にあると考えられる。つまり、「視覚で捉えられる」という原因から、結果として「はつきりとわかる／確実である」ということになるわけである。従つて、「目に見える」の慣用的意味は、字義通りには原因を表す表現で結果も表すことによって成り立つことになる。原因と

結果も我々の思考内で密接に関連していることであるから、換喻の一種である。

この種の慣用句の特徴をまとめると、二つの事柄が手段と目的あるいは原因と結果の関係にあることに基づいて、手段を表す形式で目的を、あるいは原因を表す形式で結果を表すということになる。

### (3) 「部分—全体」の関係

「同じ釜の飯を食う」は、字義通りの行為の意味とおよそ「（同じ目的・志等を持つて）一緒に生活する」という慣用的意味がある。この場合、「同じ釜の飯を食う」という行為と「一緒に生活する」という行為は

部分と全体の関係にあると考えられる。つまり、「一緒に生活する」ことを構成する要素として、「同じ釜の飯を食う」以外にも、「同じ風呂に入る」、「同じトイレを使う」等もあるわけで、「同じ釜の飯を食う」は「一緒に生活する」ことの一部分ということになる。

従つて、「同じ釜の飯を食う」の慣用的意味は、字義通りには部分を表す表現によつて、その部分を含む全体をも表すことによって成り立つことになる。「（～で）飯を食う」のおよそ「生活していく」という慣用的意味も同様で、「飯を食う」ことは「生活していくことの一的部分である」という関係に基づいて成り

立っている。さらに、「目の黒いうち」の「生きている

間」という慣用的意味も、「目が黒い」という状態は

「生きている」状態の一部分であることに基づいて成り立つことになる。この種の慣用句の特徴をより一般的に言うと、二つの事柄が部分と全体の関係にあることに基づいて、部分を表す形式で全体を表すということになる。

### 五・二・三 提喻に基づく慣用的意味の成立

「煮え湯を飲ませる」は、字義通りの行為の意味とおそらく「ひどい目にあわせる」という慣用的意味がある。

この場合、「煮え湯を飲ませる」ことは「ひどい目にあわせる」ことの一種であるから、二つの意味の関係は、前者がより特殊であり、後者がより一般的ということである。従って、「煮え湯を飲ませる」の慣用的意味は、字義通りにはより特殊な意味を表す形式によって、より一般的な意味を表すということ（即ち、提喻）によつて成り立つてることになる。この種の慣用句としてさら以下のようなものがある。

危ない橋を渡る／石橋を叩いて渡る／足元に火が付く／足元から鳥が立つ／冰山の一角／渡りに船／寝耳に水

### 五・二・四 二つの種類の比喩の複合に基づく慣用的意味の成立

統いて、構成語の意味の総和としての意味から二種類の比喩の複合によつて慣用的意味が成り立つて慣用句もあることを示す。二種類の比喩の組み合わせとして、「換喻十隠喻」と「換喻十提喻」を順に見ていく。

#### (1) 「換喻十隠喻」に基づく慣用的意味の成立

まず、「我々の船ではいつも山田さんが舵をとる」等における「舵をとる」のおよそ「舵を操作して船を進める」という慣用的意味は、「舵を手にとる」という字義通りの行為に統いて、「舵を操作して船を進める」ということを行うことに基づいて成り立つており、これは既に見た通り換喻に基づくものである。「舵をとる」はさらに「この計画の舵をとるのは誰が適任だろうか」のようにも使うことができ、この場合の慣用的意味はおよそ「物事をうまく進める」ということである。ここで、「物事をうまく進める」という意味は「舵を操作して船を進める」との類似性に基づいて成り立つていて、即ち隠喻に基づくものと考えられる。以から、「舵をとる」の持つ「物事をうまく進める」という慣用的意味は、字義通りの意味から、換喻と隠喻に基づき成り立つてることがわかる。「尻が重い」

の「物事を実行に移すのに時間がかかる」という慣用的意味も同様の仕組みで成り立っていると考えられる。つまり、まず換喻によって、字義通りの意味を原因として、「立ち上がるのに時間がかかる」という結果の意味が生じ、さらにこの意味と「物事を実行に移すのに時間がかかる」という意味との類似性に基づき、隠喩によって後者の意味が成り立つてことになる。なお、「尻が重い」は「舵をとる」と異なり、字義通りの意味から換喻によって生じた段階の意味は、慣用的意味として持たない。

(2) 「換喻+提喻」に基づく慣用的意味の成立

まず、「芝居は七時に幕を開けた」等における「幕を開ける」の「芝居等が始まる」という慣用的意味は、芝居等実際に舞台に幕があるものの場合、「幕を開ける」と「始まる」のとが同時であることに基づき、換喻によって成り立っている。「幕を開ける」はさらにもう一つ「ペナントレースは先週幕を開けた」等のように、「色々な催し等が始まる」という意味も表せる。この場合、「芝居等が始まる」ことは「色々な催し等が始まる」との一種であるという関係であり、提喻に基づいて負ける」という慣用的意味は、「相撲において負ける」という意味が成り立つてことになる。従って、「幕を開ける」の慣用的意

味は、換喻と提喻に基づいて成り立つてているわけである。なお、「幕があく／幕を閉じる／幕が下りる」等も同じ仕組みで慣用的意味が成り立つてると考えられる。また、「貴乃花に軍配が上がった」等における「軍配が上がる」は、相撲において「軍配が上がる」と「勝ちが決まる」のが同時であることに基づき、換喻によって「相撲において勝ちが決まる」という意味が成り立つている。「軍配が上がる」はさらに「巨人に軍配が上がった」のように、「色々な競技において勝ちが決まる」という意味も表せる。この場合、「相撲において勝ちが決まる」とことは「色々な競技において勝ちが決まる」ことの一種であり、提喻に基づいて後者の意味が成り立つてことになる。同様に、「貴乃花に土がついた」等における「土がつく」の持つ「相撲において負ける」という慣用的意味は、「相撲において土がつく」と「相撲において負ける」とことが同時に成り立つている。さらに、「十試合ぶりに巨人に土がついた」等における「土がつく」の持つ「色々な競技において負ける」という慣用的意味は、「相撲において負ける」と「色々な競技において負ける」との一つであり、提喻に基づいて後者の意味が成り立つている。

## 五・二・五 構成語の意味の総和としての意味と

慣用的意味の比喩に基づく関連付けが不能

最後に、「手を焼く／油を売る／頭に来る／虫がいい」等のように、構成語の意味の総和としての意味と慣用的意味を共に持つが、両者の意味を比喩に基づく関連付けることができない慣用句がある。これは、国広（一九八五）の分類の(1)を下位分類した（1-b）に相当するものである。

### 五・三まとめ

以上の慣用句の分類をまとめると以下のようなになる。

I 構成語の意味の総和としての意味が成立しない（即ち、慣用的意味のみ）

I-1 意味不明語を含む..あつけに取られる／うだつが上がらない等（傍線を施した語が意味不明語）

I-2 解釈不能..世話を焼く／腹が立つ等

II 構成語の意味の総和としての意味が成立する

II-1 構成語の意味の総和としての意味から比喩に基づき慣用的意味が成立

II-1-a 隠喻に基づく..足を洗う／骨を折る等

II-1-b 換喻に基づく..頭を抱える／言うことを聞く等

II-1-c 提喻に基づく..煮え湯を飲まされる／危ない橋を渡る等

II-1-d 二つの種類の比喩の複合に基づく

II-1-d-(1) 「換喻+隠喻」に基づく..（計画の）船をとる／尻が重い等

II-1-d-(2) 「換喻+提喻」に基づく..（ペナントレースが）幕をあける／（巨人に）軍配が上がる等

II-2 構成語の意味の総和としての意味と慣用的意味の比喩に基づく関連付けが不能..手を焼く／油を売る等

(注)

(1) 慣用句の連結の固定性、統語的制約については、宮地編（一九八二：258—265）、森田（一九八五：41—44）、村木（一九八五：17—18）等を参照。

(2) Cruse（一九八六）自身、さかにこの定義の問題点を指摘し、“idiom”を定義し直している。詳しくは、Cruse（一九八六：37—45）を参照。

(3) 本稿では、語、句の意味あるいは指示対象を、「へ」で括って示す。

(4) 佐藤（一九九一）、瀬戸（一九八六）は「部分—全体」関

係に基づく比喩を換喻としているのに対し、国広（一九八二：125）、山梨他（一九八八：103—11）は提喻としている。本稿では、前者の説を妥当と考える。」)のように考

える根拠は、佐藤（一九九二：第三章、第四章）を参照。

(5) 本稿は、比喩に基づく慣用的意味の成立を考察の中心としているので、(7)(8)のような慣用句は取り上げない。今後課題としたい。

#### 引用文献

- 国広哲弥（一九八二）『意味論の方法』大修館書店  
国広哲弥（一九八五）『慣用句論』『日本語学』4—1：4—14  
佐藤信夫（一九九二）〔=（一九七八）〕『レトリック感覚』講談社学術文庫  
瀬戸賢一（一九八六）『レトリックの宇宙』MONAD BOOKS  
48) 海鳴社  
宮地裕編（一九八二）『慣用句の意味と用法』明治書院  
村木新次郎（一九八五）『慣用句・機能動詞結合・自由な結合』『日本語学』4—1：15—27  
森田良行（一九八五）『動詞慣用句』『日本語学』4—1：37—44  
山梨正明「補稿」岩田純一（一九八八）『比喩と理解』（認知科学選書17）東京大学出版会

Cruse, D. A. (1986) *Lexical Semantics*. Cambridge: Cambridge University Press.

付記 本稿を成すにあたり、菅井三実氏（名古屋大学文学部言語学講座）には、たびたび議論の相手をしていただき、有益な御助言を賜った。記して感謝申し上げる。なお、

言うまでもないことだが、本稿の不備はすべて筆者の責任である。

（名古屋大学留学生センター／同大学院文学研究科日本言語文化専攻現代日本語学講座）